

(第一類 第十二号)

第二十四回国会 建設委員会議録

第十七号

(三八〇)

昭和三十一年三月十六日(金曜日)

午後二時三分開議

出席委員

委員長 德安 實藏君

理事長 内海 理事

理事 鹿野 豊平君

理事 三鍋 義三君

議事長 安吉君

理事 潟戸山 三男君

議事長 雄次君

議事長 田中彰治君

議事長 仲川房次郎君

議事長 大高 康君

議事長 島村 一郎君

議事長 松吉君

議事長 中村 寅太君

議事長 松澤 雄藏君

議事長 今村 等君

議事長 中島 嶽君

議事長 町田 稔君

議事長 建設技官 富樫 凱一君

議事長 (道路局長) 鎌田 雅男君

議事長 専門員 西畠 正倫君

三月十六日

委員大島秀一君、志賀健次郎君、田中彰治君、仲川房次郎君及び廣瀬正雄君辞任につき、その補欠として白井莊一君、有馬英治君、田子一民君、生田宏一君及び田口長治郎君が議長の指名で委員に選任された。同日委員白井莊一君、有馬英治君、田子

一民君、生田宏一君及び田口長治郎君辞任につき、その補欠として大島秀一君、八木一郎君、田中彰治君、仲川房次郎君及び廣瀬正雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員八木一郎君及び南條徳男君辞任につき、その補欠として志賀健次郎君及び島村一郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案(小坂善太郎君外六名提出、衆法第二〇号)
地方税法の一部を改正する法律案について地方行政委員会に修正意見申入に関する件

○徳安委員長 これより会議を開きます。

この際お詫びいたします。過日地方行政委員会と地方税法の一部を改正する法律案について連合審査会を開会いたしましたのであります。が、軽油引取税の問題は当委員会にも重大な関係がございまして、理事会の協議により次の

よう申し入れをしたいと存じます。

申し入れ書の案文を朗読いたしま

す。

地方税法の一部を改正する法律案

定する軽油引取税につき、次のように

な修正を行われるよう申し込みを入れます。

1 自動車用軽油のみに対し軒当り六千円の課税は高額に失するので、これを実情にそろよに改められたい。

2 本税は道路の整備を目的とする揮発油税と全く同一性格のものであるから、これを国税とし、そのうち、地方負担分に該当する分を地方譲与税とされたい。

以上の申し入れを地方行政委員会にいたしたいと存じます。御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○徳安委員長 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案を議題とし、審査を進めます。

本案に対する質疑は前会終了いたしましたのであります。が、軽油引取税の問題は当委員会にも重大な関係がございまして、理事会の協議により次の

よう申し入れをしたいと存じます。

申し入れ書の案文を朗読いたしま

す。

地方税法の一部を改正する法律案

定する軽油引取税につき、次のように

○瀧戸山委員 ただいま議題になっております積雪寒冷特別地域における道

路交通の確保に関する特別措置法案の一部修正の動議を提出いたします。

○徳安委員長 ただいま説明のあります修正案について御質問があればこれを許します。——御質疑もないよう

ありますから、本案及び修正案を一部修正の動議を提出いたします。

○瀧戸山委員 ただいま議題になつております積雪寒冷特別地域における道

路交通の確保に関する特別措置法案の一部修正の動議を提出いたします。

○徳安委員長 ただいま説明のあります修正案について御質問があればこれを許します。——御質疑もないよう

ありますから、本案及び修正案を一部修正の動議を提出いたします。

○瀧戸山委員 本法案に対しましては、政府といたしましてはあまり賛成ではないのであります。しかしながら本案が通過いたしましたならば、これはわれわれの責任といたしまして、本件が通った場合にかかる限り御後援するつもりであります。趣旨弁明を許します。瀧戸山三男君より、本案に対する修正案が提案されておりました。これにて本案は修正議決いたしました。

○徳安委員長 起立総員。よって修正部分を除いては原案通り決定いたしました。

○瀧戸山委員 本案に附帯決議を付すとの動議が提出されております。この際提案者の趣旨弁明を許します。

○瀬戸山委員

たこの特別措置法案につきまして次の附帯決議を付すべきものと考えます。

附帯決議の案文を朗読いたします。

積雪寒冷特別地域における道路

交通の確保に関する特別措置法

案附帯決議案

政府は、現に実施中の「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」に基く道路整備五箇年計画の遂行に支障を与えないため、揮発油税収財源をこの法律の実施に要する経費の財源に充當しないこと。

これが附帯決議の案文であります。

その理由を簡単に申し上げますが、御承知のように、わが国の道路を整備するため、さきに国会を通過いたして現に実施中の道路整備費の財源等に関する臨時措置法があるのであります。これは申し上げるまでもなく、道路整備の財源を確保するために、揮発油税收入額はこれを全部道路の五ヵ年計画の整備に充當しなければならないようになっております。ところがまだいま可決されましたこの特別法も、要するに積雪寒冷特別地域の道路の整備に関するものであります。これは今まで計画、実施されております五ヵ年計画の事業とはその性質を異にいたしておりますので、この財源等に関する臨時措置法の法律の建前から当然のこととありますけれども、從来やもすると、国会の議決の趣旨に反し財政が運用されるおそれがしばしばあったのであります。そういうことで

ありますから、私どもはこの際この法

するわけであります。

それからなお、この法案を見ると昭和三十二年度からとなつております

が、しかし昭和三十一年度の議決におきましては、実際は三十三年度より使

用ができぬという結果になります。

どうか委員諸公の御賛成を仰ぎたい

と思ひます。

○徳安委員長

ただいまの瀬戸山君の説明に対し御発言があればこれを許します。中島君。

○中島(誠)委員

ただいまの瀬戸山委員

ます。この道路整備費の財源等に関する臨時措置法なるものは、十六国会におきまして全議員の総意によつて決定したるものであります。その当時の会議録を

見ればはつきりとわかるのであります。

けれども、國の財政が非常に困難である、困難ではあるけれども、この道路整備費だけは、わが國の道路事情から見て、どうしてもガソリン税を目的税として道路整備をやらねばならぬ。旧來の道路整備費も、ガソリン税にプラス・アルファするという趣旨のもとに

国会を通過いたしておるのであります。しかしながらその後の実情を見ます。しかしながらその後の実情を見ます。しかしながらその後の実情を見ます。しかしながらその後の実情を見ます。

本日はこれにて散会いたします。次

は公報をもつてお知らせいたしま

す。

立を願います。

〔総員起立〕

○徳安委員長

起立議員。よつて瀬戸

山君の動議は可決いたしました。従いまして本案は附帯決議を付して修正議決いたしました。

なお、報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認め、さ

よう決しました。

本日はこれにて散会いたしました。

次は公報をもつてお知らせいたしま

す。

午後二時十六分散会

〔参考照〕

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案(小坂善太郎外六名提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕